

令和7年度 松山市立道後小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月3日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、道後小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主幹、各学年生徒指導部員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

【家庭地域等】

P T A、学校評議員、公民館等
スクールカウンセラー

【外部専門家】

支援センター
弁護士
所轄警察署等
スクール
カウンセラー

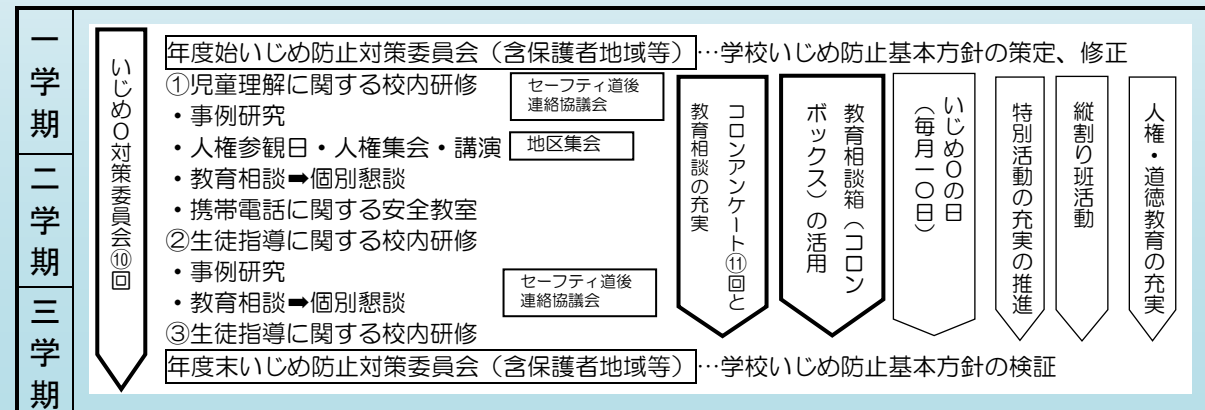
【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
子ども総合相談センター
医療機関 法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 校内指導体制の確立
 - いじめの重大性の共通認識
 - 全教職員の協力指導体制
- ② 教師の指導力の向上
 - 「松山市いじめ対応アクションプラン」の活用
 - 中核市研修・生徒指導連絡協議会等への参加
- ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④ 道徳的実践力及び道徳的実践を培う道徳教育の充実
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実
- ⑥ 子どもの自己指導能力の育成
 - いじめに関わる問題に自主的に取り組む児童会活動等の計画
 - 「子どもから広がるいじめ〇ミーティング」への積極的参加
 - 「いじめ〇の日」の活動の充実
 - 人間関係向上プログラムの活用
- ⑦ 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
 - いじめ防止対策委員会における、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策の推進
- ⑧ いじめ問題に対する学校基本方針の周知
 - 学校の基本方針と保護者の責任の明確化

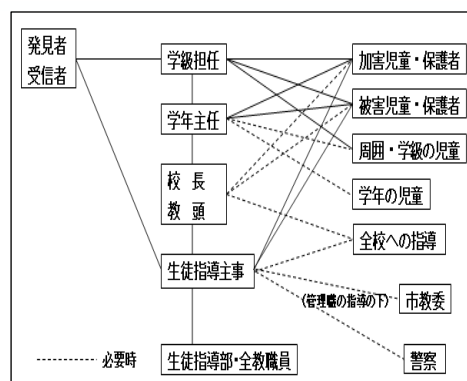
【いじめ防止対策年間計画】



- ① 教職員による観察や情報交換
 - 学年会、いじめ対策等委員会、生徒指導部会、職員会議の有効活用
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
 - いじめに関するアンケート（コロンアンケート）の実施と考察
 - 個人面談、日記指導によるきめ細やかな実態把握
- ③ 教育相談体制の整備
 - 教育相談箱（コロンボックス）の設置と活用による児童の悩みや困りの把握
 - スクールカウンセラーなどの専門家の活用による教育相談の充実
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
- ⑤ 相談機関等の周知
 - 「松山市子ども総合相談センター」「いじめほっとらいん」「いじめ相談ダイヤル24」等の周知

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
 - いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにやめさせる。
 - 児童や保護者からの相談や訴えを真摯に傾聴する。
 - 被害者側がいじめと感じていれば対応する。
 - いじめられた児童、いじめを知らせた児童の安全確保を図る。
 - 正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
 - 学級内での問題解決に固執せず、「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有する。
 - 学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭それぞれの役割を明確にし、校長を中心とした組織的指導・支援体制を確立する。
 - 関係者への指導方針について共通理解を図る。
- ③ 被害児童・保護者への支援
 - 事実関係や今までの様子を十分聞く。
 - 心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
 - 被害児童の人間関係の確立・拡大を目指すよう支援する。
 - 学校側の指導やその後の経過などを保護者へ適切に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ 加害児童・保護者への指導・助言
 - いじめたとされる児童からも事実関係を聞き、その理由や背景をつかむ。
 - いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
 - いじめの状況によっては、教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
 - 保護者にも協力を依頼しつつ経過を見守る。
- ⑤ いじめの事実調査
 - アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査を行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
 - 「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるようにする。
 - 集団の規範意識を高め、いじめを根絶しようとする正義の気風を確立する。
 - 事例について、どこまで具体的に児童に下ろして指導するか共通理解をして指導に当たる。
- ⑦ ネット上へのいじめへの対応
 - 教職員研修、保護者への啓発、児童への指導により、未然防止に努める。
 - 不適切な書き込みについては、所轄警察署への連絡をするとともに、直ちに削除要請をする。
- ⑧ 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。
 - 児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
 - 児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるとき、及び児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときはいじめの重大事態であると判断し、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け調査を行う。
 - その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。



【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ わが子が「いじめる側・差別する側」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめや差別、偏見などではいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは、「地域の宝」です。地域を子どもにとっての安らぎの場としましょう。